仕様書等に対する質問・回答書

公告番号：教教評第29号

業務名：岡山県内公立学校の働き方改革に係る勤務実態分析等委託業務

	質問内容	回答	回答年月日
1	仕様書5(1)の「学校組織の業務特性及び学校の働き方改革に関する知見を有する責任者」について、受注者の役員を責任者とし、学校の働き方改革を専門とする大学等の研究者を監修者（助言者）として体制に置くことで、当該要件を満たすものとして差し支えないでしょうか。差し支えない場合、監修者の関与は再委託（仕様書6）に当たるかについても併せてご教示ください。	責任者本人が、学校組織の業務特性及び学校の働き方改革に関する知見を有し、本業務の遂行及び成果物に責任を負う体制であれば、監修者又は助言者を配置することは差し支えない。 なお、監修者等に本業務の一部を行わせる場合は、原則として再委託に該当し、発注者の事前承認を要する。一般的な助言等にとどまる場合は、具体的な関与内容により判断する。	令和8年11月5日
2	仕様書2(1)イの令和7年度個人別カード（PDF）について、①概数の枚数（または人数）、②1人1ページか複数人1ページか、③文字情報を含むPDFかスキャン画像か、④様式は全校で統一されているか、をご教示ください。データ化の工数と検証方法の設計に用います。	令和7年度個人別カードは、次のとおりである。 【高等学校】 ①対象人数：約3,300人 ②ページ構成：学校ごとに、複数人分を1ファイルにまとめている。ただし、追加又は差し替え分は別ファイルとなる。原則として、1人につき1ページである。 ③PDF形式：スキャン画像。一部に手書き文字を含む。 ④様式：全校統一 【特別支援学校】 ①対象人数：Excel形式 約1,300人、PDF形式 約30人 ②ファイル構成：1人1ファイル ③ファイル形式：Excel形式又はスキャン画像によるPDF形式 ④様式：全校統一 なお、これらのデータを分析可能な表形式に変換する作業は、本業務に含まれる。	令和8年11月5日
3	時間外在校等時間のデータについて、①令和7年度（県立）は月別の値か年度計か、②職員番号は提供される全データで同一の体系か（年度をまたいで同一人物を特定できるか）、③学校を識別するコードは各データに含まれるか、をご教示ください。	時間外在校等時間等のデータは、次のとおりである。 ①令和7年度の県立学校分：月別データ ②職員番号：各データで同一。ただし、誤入力されている場合を除く。 ③学校識別情報：学校コードは含まれていないが、学校名は含まれている。 データ間で対応付けができない場合は、その理由、件数及び分析上の制約を明示すること。	令和8年11月5日
4	分析用データセット及び分析コードの納品後、発注者側で分析コードを実行する環境（例: Python又はRをインストールできる端末）はありますか。環境がない場合は、主要集計はExcelのみで再現できる構成とし、統計モデルの再実行は手順書と併せて納品する想定です。想定どおりでよいかご教示ください。	発注者において、Python及びRを実行できる環境を有している。 主要な集計は、Excel等により確認及び再集計できる構成とすること。統計モデルについては、Excelでの再実行を必須としないが、分析コード及び実行手順書を納品すること。	令和8年11月5日
5	仕様書1(4)の「受注者のセキュリティ要件を満たす作業場所」について、暗号化・アクセス制限・操作ログ等の措置を講じた受注者の事務所（福岡県北九州市）での作業は可能でしょうか。また、データの授受方法（暗号化媒体の手渡し／パスワード付きファイルの送付等）について、発注者の想定があればご教示ください。	仕様書に定めるセキュリティ要件を満たす場合は、受注者の事務所で作業することが可能である。作業場所が福岡県北九州市であることのみをもって不可とはしない。 データの授受方法は、発注者の情報セキュリティ上の取扱いに従い、契約締結後に協議の上、決定する。なお、個人情報を含むファイルを通常の電子メールに添付して送付する方法は想定していない。	令和8年11月5日
6	仕様書2(3)の施策パッケージ及び成果物No.3・5について、改善方策の対象には市町村教育委員会が実施主体となる施策（小・中学校）も含める理解でよいでしょうか。また、重点取組の「5つの視点」とは、重点取組に示す「意識改革」「業務等の見直し」「部活動指導に関わる負担の軽減」「校務DXの推進」「外部人材の活用」の5項目を指す理解でよいでしょうか。	改善方策には、市町村教育委員会が実施主体又は協力主体となる施策を含む。ただし、県と市町村の権限及び役割分担を踏まえ、実施可能性のある提案とすること。 また、「5つの視点」は、次の5項目を指す。 ・意識改革 ・業務等の見直し ・部活動指導に関わる負担の軽減 ・校務DXの推進 ・外部人材の活用	令和8年11月5日
7	成果物の中間レビュー（仕様書4）について、発注者が想定する回数・時期（例: 1月中旬にデータセット、2月中旬にレポート案）があればご教示ください。また、進捗報告書及び会議は、電子メール及びWeb会議により行うことで差し支えないでしょうか。	中間レビューは、各成果物の提出期限前に実施する予定である。具体的な回数及び時期は、契約締結後に協議の上、決定する。 進捗報告書の電子メールによる提出及びWeb会議による協議は可能である。ただし、必要に応じて対面での協議を求める場合がある。	令和8年11月5日

仕様書等に対する質問・回答書

公告番号：教教評第29号

業務名：岡山県内公立学校の働き方改革に係る勤務実態分析等委託業務

	質問内容	回答	回答年月日
8	11月19日のヒアリングについて、出席者数の上限、プロジェクター等での資料投影の可否、及び当日の追加資料配付の可否をご教示ください。	11月19日のヒアリングは、次のとおりである。 ・出席者数：上限は設けていないが、3名以内を目安とする。なお、発注者側は6名を予定している。 ・資料の投影：可能。発注者がプロジェクター及びスクリーンを用意する。 ・使用機器：HDMI接続が可能なパソコンを参加事業者が用意すること。 ・当日の追加資料：原則として配付を認めない。 提出期限までに提出した資料に基づき説明すること。ただし、審査委員からの質問に対する口頭での補足説明は差し支えない。	令和8年11月5日